

KSKR

移動・送迎支援活動ニュース



新型コロナウイルス禍に対応した有償福祉運送の 運用緩和に関する「要望書」を国交省に提出

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、運転者講習が開催できなくなって3ヵ月余りが経過しました。外出自粛であっても、通院や通所の必要な方がいます。

一方、福祉有償運送団体では、感染リスクが高いといわれている年代のドライバーやボランティアは、支援活動を自粛する傾向が高まっており、今まで以上に担い手不足が深刻化しています。

どうしても運転者講習が切実という声に対して、やむなく少人数での認定講習を実施していることがわかってきたため、5月7日に国土交通省自動車局旅客課長宛に「要望書」を提出しました。

登録申請のための運営協議会の開催についても、書面開催を積極的に活用するよう求めています。

(NPO 法人全国移動サービスネットワーク／関西 STS 連絡会)

《 国交省への全国移動ネット「2020年5月7日 要請書」全文 》

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」）は、経済や医療・介護の崩壊を招くだけでなく、人と人との関わりやコミュニケーション、支えあいを大事にしてきた地域コミュニティの崩壊にもつながる非常に危機的な状況を生んでいます。政府が発令した「緊急事態宣言」のもと、外出自粛や「密閉」「密集」「密接」の三密を避ける行動、咳エチケットなどの感染予防対策に積極的に取り組むことで、市民全体が一丸となってこの難局を乗り切ることが重要ですが、一方で、この状況下における移動制約者の生活や、それを支える移動サービス団体

の活動にも、大きな影響が出ています。

外出自粛であっても、移動制約者の生活に「通院」が必要な方もいます。また、日常生活においても買物支援が必要な方もいます。その方々を支える全国の移動サービス団体では、これまで以上に担い手不足が深刻化しています。感染リスクが高いといわれている年代のドライバーやボランティアは、感染の不安から支援活動を自粛する傾向も高まっています。

また、担い手が確保されても、自家用有償旅客運送の運転者や有償運送に従事する訪問介護員には国土交通大臣認定の運転者講習の受講が義務づけられており、新型コロナの影響で運転者講習が延期・中止になっているところが多々あります。これは、感染者を増やさないための判断ですが、移動制約者への支援という側面からはマイナスです。

インターネット等を介したオンラインによる遠隔講義による受講等を、認定講習実施機関や受講者側の環境整備が図れる場合は、その対応



▲大阪での移動送迎支援活動セミナーで基調報告する伊藤さん（全国移動ネット事務局長／2020.3.20）

を準備していますが、その環境を整備できない団体等があるのも現実です。この緊急事態に求められるのは、即効性のある措置です。

その観点から、国土交通省に対して、自家用有償旅客運送における国土交通大臣認定の運転者講習の受講義務を1年間猶予することを求めます。講習が未受講であっても1年以内の受講猶予があれば移動制約者への支援活動も継続することができ、即効性のある施策となります。また、時間の経過とともに認定講習機関や受講する側も、オンライン受講を踏まえた環境整備もできるとともに、新型コロナの感染影響も改善されていくことが期待できます。1年の受講猶予期間を設けることで、この緊急事態に即した効果的な運用となることが期待できます。

厚生労働省も、初任者研修等の資格が必要な訪

問介護（ホームヘルパー事業）について、無資格でも対応を認める通達（2020年2月17日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」、及び2020年4月24日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第10報）」）を出しています。今は非常事態です。非常事態であることを十分に考慮した柔軟な対応が必要です。

なお、全国各地で開催される「運営協議会」についても、新型コロナの影響で開催が延期されることのないよう、国自旅第212号「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（2018年12月28日）にある「2. 運営協議会の設置及び運営」の（6）で示されている書面開催の積極的活用を求めます。以上

《 資料（新聞報道） 》

《有償運送》全国移動ネット国交省に要望
 運転者の受講義務猶予を／コロナ影響「担い手不足が深刻化」

(2020.5.25 東京交通新聞)

NPO 法人全国移動サービスネットワーク（中根裕理事長）は自家用有償旅客運送の運転者講習について、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、受講の義務を1年間猶予するよう7日付で国土交通省に要望した。「外出自粛でも通院や買い物が必要な移動制約者がいる。一方で、サービスの担い手不足が深刻化している」と訴えた。運送団体の登録を審査する自治体の運営協議会の開催では「コロナで延期されないように」と、書面方式の活用を促すよう求めた。

福祉有償運送の分野では、現在、感染リスクが

高い高齢のドライバーやボランティアが活動を休止する傾向にあるという。外出自粛の中で、少人数の講習を実施している団体も見られるようだ。

要望書で、「新型コロナは、人と人との関わりやコミュニケーション、支え合いを大事にしてきた地域コミュニティの崩壊にもつながる危機的な状況を生んでいる。移動制約者の生活や、それを支える移動サービス団体の活動に大きな影響が出ている」と憂慮。

その上で、具体的に「自家用有償旅客運送の運転者や有償運送に従事する訪問介護員には国土交通大臣認定の運転者講習の受講が義務づけられており、コロナの影響で講習が延期・中止になっているところが多々ある。感染者を増やさないための判断だが、移動制約者への支援という側面からはマイナスだ」と指摘した。

「インターネットなどを介したオンラインによる遠隔講義を、認定講習実施機関や受講者側の環境整備が図れる場合は対応を準備しているが、整備できない団体などがあるのも現実。受講の猶予が

目 次

- 新型ウィルス禍で旅客課への要望書提出 … 1
- 報道資料（東京交通新聞 2020.5.25） …… 2
- ネットワーク情報（横浜移動S協など） … 3
- 福祉有償運送運転講習会・案内 …… 4
- 2020.3.31 国交省通達（一部改正） …… 6
- 報道資料（東京交通新聞） …… 7
- 会費納入のお願い …… 8

あれば移動制約者への支援活動を継続できる。オンライン受講の環境も整備できる」とした。

厚生労働省では、コロナ関連の臨時的な取り扱いとして、訪問介護・ホームヘルパー事業の初任者研修などを不要にしている。

オンラインで総会

全国移動ネットは2020年度の通常総会を6月13日、理事を対象にオンラインで開催する。参加を希望する正会員を募っている。例年のシンポジウムなどは開かない。

《 ネットワーク情報 》

今だからこそできること／未知なるウィルスの襲来／ 今こそ支え合いの本領発揮の時、ピンチをチャンスに！

(認定 NPO 法人 横浜移動サービス協議会／NEWSLETTER 第 R205 より)

■未曾有の緊急事態宣言

／新型コロナウイルス感染拡大！

こんな時だからこそ、日頃の地域の助け合い力が活きる時！

高齢者も障がい者も子どもたちも、できる人が、できることを、率先して実行！

声を掛け合い、支え合い、力を合わせて！

■支える

災害時の要支援者の移動支援のネットワークづくりを検討中です。

東日本大震災の時、私たちも、全国の移動サービス団体と連携し被災者の送迎活動の経験とネットワークを活かす！

■移動の先に待っていることがある

外出自粛と言われていますが、もともと移動困難だった方たちは、今、ホームヘルパーも外出自粛で、家の中での生活移動までも困難になっている現状があります。

■相談体制の見直し・強化

プロジェクトの横断・連携を進めます！

介護タクシー、福祉有償運送、ガイドヘルパー、ガイドボランティア、何でもボランティ



ア支援対象者と支援者が一つになって、移動の先に向かって Stay Home の次へ！

■第7回チャレンジ・ド・コンサート

2020年12月27日開催予定♪

どんな形ができるか検討していきます。

■バリア探検隊は、山越え谷越え何処へでも

～ みんなで楽しく珍道中♪

楽しむだけでなく、バリアフリー調査、モニター、研修講師などのご用命も大歓迎です。

■ Web でバーチャル試行中！

新しい参加の仕方がいろいろ… Web 研修模索中。

【参考資料】新型コロナウイルスをめぐる、各種ガイドライン情報

■ JVOAD (全国災害ボランティア支援団体ネットワーク)

・ JVOAD ホームページ「ガイドライン」：<http://jvoad.jp/guideline>

・ 「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック」【随時更新予定】

(認定 NPO 法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD)

／避難生活改善に関する専門委員会)：

<http://jvoad.jp/wp-content/uploads/2020/05/acaec91791746611926b34af7d61c4d.pdf>

※新型コロナウイルス感染症の影響がある中、災害が起きた場合を想定して、まとめられたものですが、避難所でなくても、ゾーニングや、掃除の仕方など、高齢者のサロンや子ども食堂などでも使えそうです。

国土交通省
認定講習

移動・送迎サービス 運転協力者講習会

福祉有償運送運転者及びセダン等運転者「運転協力者講習会」

私たちが取り組んでいる福祉有償運送(移動送迎支援活動)は、非営利法人であれば改正「道路運送法79条」(2006年10月1日施行)に登録すれば可能となっています。

□ 改正「道路運送法」では、「**運転者の要件**」として「国土交通大臣認定の講習修了者」という要件が新設され、講習内容も**最低470分(セダン車等研修を含む)**が規定されています。□

「道路運送法」改正の目的は、「**過疎地の生活交通や要介護者・身体障害者等の移動制約者の移動を確保**」(国土交通省)とされています。ものの、手続きの煩雑さゆえに各地ではやむなく撤収する団体も出ている状況です。

私たちは「福祉有償運送運転者及びセダン等運転者講習」として国交省認定(2006年12月1日)を済ませ、活動継続への支援と、**移動送迎支援活動**のすそ野を広げる努力を行っているところです。この機会に受講いただき、それぞれの地域で取り組みを継続・拡大されるようお願いいたします。

※カリキュラム全てに出席された方には、**運転協力者講習の「修了証」**を発行いたします。



📅 日 時: ① 6月20日(土) (9時30分～17時30分 ※昼休憩45分含む)
(2020年)② 6月21日(日) (10時～11時30分:セダン講習
(介護資格の無い人:セダン講習希望者対象))

※いずれも開場・受付は20分前から

📍 会 場: NPO法人 日常生活支援ネットワーク1階

大阪市浪速区敷津東3丁目6番10号【チラシ裏面:地図参照】

👤 定 員: 20名程度 (定員になり次第締め切らせていただきます【先着順】)

👤 参加費用: 9,000円/名 (関西STS連絡会非加入団体は15,000円/名)

※いずれもテキスト代が別途1,000円必要となります。

※セダン講習を希望される方は1,000円で実施します。

※運転適性診断を希望される方は1,500円で実施します。
(当日受付でお支払いください。)

📍 主 催: NPO法人 移動送迎支援活動情報センター

📍 共 催: 関西STS連絡会

【申込み・問合せ先】

NPO法人 移動送迎支援活動情報センター

(担当 えのきぞの、いらはら)

TEL: 06-4396-9189 FAX: 06-4396-9189

(お申し込みは別紙FAX用紙にて受け付けています)



福祉有償運送運転者及びセダン等運転者講習会

□ 講習内容 □

【9時30分～17時30分（昼休憩45分含む）】

- 【第1章】 運転協力者研修の目的と研修の進め方
- 【第2章】 移動・送迎サービスとは
- 【第3章】 移動・送迎サービスの利用者を理解する
- 【第4章】 利用者の心理と接遇
- 【第5章】 必要とされる介助と活動の様子
ガイドヘルプ及び車イス体験・介助実習
- 【第6章】 移動・送迎サービスに必要な心構えとマナー
- 【第7章】 福祉車両について

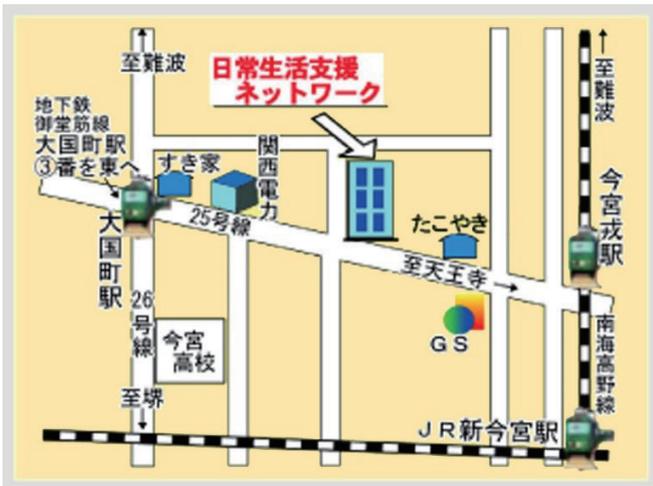
- 【第8章】 移動・送迎サービス関連の交通法を理解する
- 【第9章】 福祉車両への乗降及び運転実技

—— 修了式 ——
※17時30分～ 適性診断（希望者のみ）

□セダン講習（希望者のみ） □【10時～11時30分】

- 【第9章】 セダン車両への乗降及び運転実技
セダン車両へ乗降・介助実習
- 【第10章】 セダン車等運転研修（座学）

—— 修了式 ——



地下鉄「大宮」駅・東側、南海線「今宮戎」駅、西側

・作業所内やサービスを提供中の賠償事故に備え

事業者総合賠償責任補償制度

・職員や活動中の支援者の事故に備え

傷害見舞金補償制度

障害者補償制度20余年の実績の

AIG 保険会社

ジェイアイシーウエスト(株)

TEL : 06-6941-5187 FAX : 06-6944-1728

自動車保険等あらゆる保険の事はご相談ください

申し込み用紙

希望日 (○印を)	①6月20(土) ②6月21日(日) (セダン講習希望者のみ) ③7月18(土) ④7月19日(日) (セダン講習希望者のみ)
団体名	<input type="checkbox"/> 運営協議会に届出(予定を含む)の事業者 <input type="checkbox"/> 4条許可の事業者 <input type="checkbox"/> 43条許可の事業者
団体住所 及び連絡先	〒 _____ 電話番号(_____) FAX 番号(_____)
(ふりがな) 参加者氏名等	(ふりがな) 氏名 住所 〒 _____
	生年月日 年 月 日 移動送迎支援活動歴 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1年以下 <input type="checkbox"/> 1年以上
福祉に関する 免許・資格	例：ホームヘルパー2級
適性診断	要 ・ 不要

定員超過のため参加をお断りせざるを得ない場合のみ、こちらよりご連絡さし上げます。

個人情報保護法に基づき提供された個人情報は
その目的以外の用途には利用しません。

FAX.06-4396-9189

《 国交省通達：国自旅第 328 号 》

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」

(一部改正：2020年3月31日)

標記については、2006年に道路運送法等の一部を改正する法律(2006年法律第40号)が成立し、市町村、ボランティア団体等が行う自家用有償旅客運送について、新たに登録制とされた。この際、参議院国土交通委員会において「NPO等による福祉有償運送について、好意に対する任意の謝礼にとどまる金銭の授受は有償に含めないこととするなど「自家用有償旅客運送」に係る有償の考え方及び運送対象者の範囲を示す」旨の附帯決議が付され、その趣旨を踏まえ、事務連絡(2006年9月29日付け)で考え方を整理し、運用してきたところである。

今般、規制改革実施計画(2017年6月9日閣議決定)において「自家用自動車による運送について、それが有償である場合には、旅客自動車運送事業に準じた輸送の安全や利用者の保護に対する期待感を利用者一般が有していることが、自家用自動車の有償運送を登録又は許可にかからしめる理由であることを通達により明確にするとともに、登録又は許可を要しない自家用自動車による運送について、ガソリン代等の他に一定の金額を収受することが可能な範囲を通達により明確化する。」との計画が策定され、また、「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」の中間とりまとめ(2017年6月30日公表)において「道路運送法上の許可・登録を要しない輸送について、ガソリン代等の他に一定の金額を収受することが可能な範囲を明確化し、関係者に周知する。」とされたところである。

このため、上記の趣旨を踏まえ、標記についての考え方を整理したので、その旨了知されるとともにその取扱いについて円滑な実施に努めることとされたい。

通達「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」

(国自旅第328号)

新	旧(2018年3月30日付け通達)
<p>1. 道路運送法上の許可又は登録を要しない運送の態様についての考え方 (1)～(3) —(略)— (4) 市町村が公費で負担するなど利用者は対価を負担しておらず、反対給付が特定されない場合など 【具体例④】 営利を目的としない互助による運送のためにNPO法人又は社会福祉協議会等が、個人ボランティア運転者による地域住民の運送サービスを提供する場合において、当該運送サービスのために市区町村の自動車を利用する場合(当該NPO法人又は社会福祉協議会等の自動車の購入費や自動車保険料等を含む維持管理経費(当該運送サービスの用に供される部分に限る。)の全部又は一部に対して市区町村から補助金が交付される場合も同様。) (注1) 市区町村から交付される補助金に運転者の人件費や報酬等が含まれている場合は、有償に該当し許可又は登録を要することとなる。 (注2) 利用者の安全・安心の確保の観点から、まずは、市区町村が中心となって交通事業者の活</p>	<p>1. 道路運送法上の許可又は登録を要しない運送の態様についての考え方 (1)～(3) —(略)— (4) 市町村が公費で負担するなど利用者は対価を負担しておらず、反対給付が特定されない場合など 【具体例④】 営利を目的としない互助による運送のためにNPO法人又は社会福祉協議会が、個人ボランティア運転者による地域住民の運送サービスを提供する場合において、当該運送サービスのために市区町村の自動車を利用する場合(当該NPO法人又は社会福祉協議会の自動車の購入費や維持管理経費(当該運送サービスの用に供される部分に限る。)の全部又は一部に対して市区町村から補助金が交付される場合も同様。) (注1) 市区町村から交付される補助金に運転者の人件費や報酬等が含まれている場合は、有償に該当し許可又は登録を要することとなる。 (注2) 利用者の安全・安心の確保の観点から、まずは、市区町村が中心となって交通事業者の活用可能性や自家用有償旅客運送の導入について</p>

用可能性や自家用有償旅客運送の導入について検討すること。

【具体例⑤】

介護保険制度に基づく介護支援ボランティアポイントは、ボランティア活動を行った高齢者に対して市町村からポイントが給付される制度であるが、これは、高齢者が地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者自身の介護予防にもつながるとの考え方に基づき、送迎を行うドライバー自身の介護予防に資する取り組みに対して介護保険財源からポイントが付与されるものであり、これと同旨の制度において受け取るポイントを含め、直ちに運送の対価にはあたらない。

検討すること。

《 資料（新聞報道） 》

《くらしの足フォーラム緊急提言》
交通サービス維持・縮小／判断基準の策定を

(2020.4.27 東京交通新聞)

バス・タクシー事業者、自治体、NPO、大学・研究機関などの有志でつくる「くらしの足をみんなで考える全国フォーラム」（実行委員長＝岡村敏之・東洋大学国際学部教授）は24日、オンライン上で緊急集会を開催、新型コロナウイルスの感染拡大問題に対し、①安全・安心な交通の運行・利用ガイドラインの提示など、現場の安全確保、②必要な運行の合意形成、③事業継続のための経済的支援——を柱とする緊急提言をまとめ、交通サービスの維持・縮小が判断できる基準の策定を唱えた。

5月29日に再度、オンラインで催し、「With コロナの交通」のあり方を検討する。

全国ハイヤー・タクシー連合会の川鍋一朗会長（日本交通会長＝東京・千代田区）、名古屋大学大学院の加藤博和環境学研究科教授（フォーラム副実行委員長）、イーグルバス（埼玉県川越市）の谷島賢社長、ハートフルタクシー（神奈川県海老名市）の篠原俊正副社長、国土交通省の蔵持京治・総合政策局交通政策課長、NPO かながわ福祉移動サービスネットワーク（横浜市）の清水弘子理事長らが登場した。

川鍋氏は「国民の代表である（政治家の）先生に果敢に言っていく。最新の情報とニーズを的確に伝える」と主張。これまでの手応えを語りながら、「行政も政治も不眠不休で頑張っていて、うまく咀嚼（そしゃく）されなくても批判はできない。球

を投げ続けることが大事」と呼びかけた。

タクシーによる「有償貨物運送」の制度化に言及、「人が移動しない分、物が動いている」と現状を分析し、感染終息後に向け、「デリバリーや日常の買い物は、旅客運送の範囲で考えたい。最終的に、トラックもタクシーもバスも事業用免許（許可）で一つになるのが少子高齢化の日本の方向性だ」と披露した。

コロナ影響下の今を「第三次世界大戦」と形容し、「事業よりも、生きていること、健康が大事。真剣になっても深刻にはならず、力を合わせて生き延びたい」と語った。

加藤氏は、公共交通、交通サービスが危機的で、いったん失えば戻すのは困難、▽病院関係者の輸送など現段階でも確保すべき足があり、乗客・運転者の感染防止が必要、▽くらしの足の確保・維持へ公的支援が必要——と訴えた。

「休校措置で通学が減り、鉄道、バスに影響が出た。お年寄りは感染を懸念して通院を控え、バスとタクシーを直撃している。長距離の高速バスはほとんど運休。首都圏一京阪神間は、通常の1日最大200往復弱から数往復に減った」と伝えた。

その上で「制度上、路線バスが自由に減便できないのは問題。タクシーは歩合制で、最低賃金を下回れば補てんしなければならず、雇用を維持できない」とした。旅客の輸送力を物流に回す必要にも触れた。

2020年度 関西STS連絡会・会費納入のお願い

それぞれの生活の場、持ち場において新型コロナウイルスの猛威が吹き荒れる中、各地で障がい者、高齢者等の「誰もが自由に移動できる地域社会を」と、日常的な取組みに汗を流されている皆さま方に、心よりお見舞いを申し上げます。

「急速な高齢化と少子化が同時進行し、ドア・ツー・ドアの移動を提供するSTSの普及促進が緊急の政策課題」（国土交通省：2006年）とした改正「道路運送法」も14年目を迎え、以降、2013年「交通政策基本法」の施行、2014年「改正・地域公共交通活性化・再生法」に基づく“地域公共交通網形成計画”の推進。一方、厚労省の2015年“介護保険制度”改正と絡めた「新しい総合事業」の「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン（2014年）」に“移動支援”が明記され、国交省は「高齢者の移動手段の確保に関する検討会“中間とりまとめ（2017年）”」を受けた通達（2018年3月）で「地方運輸局等を通じ、地方公共団体等に対して、さらなる周知徹底を図る」とされました。

しかしながら福祉有償運送の「登録団体数」（2019年3月国交省統計）は、全国で2,482団体ですが、2018年から「抹消（撤収・解散）：81団体」とあり、近畿でも353団体（抹消：20団体）という現状があります。各都道府県統計の“移動制約者総数”は年々増加しており、それぞれの地域の現場での悪戦苦闘の様子が目に浮かびます。

私たち関西STS連絡会は、今後も地域生活と結びついた取組みをネットワークを通して情報発信しながら、セミナーの開催、調査・研究の取組み、新たに事業を立ち上げる団体への相談・支援活動や、移動送迎サービス利用者からの問い合わせにも、可能な限り対応していきたいと考えています。また私たちの“活きいきとした移動送迎支援活動のすそ野を拡げていく”ための「運転協力者認定講習」（修了者5,441名：2019年3月末現在）を、地域の移動送迎サービスの充実につなげていきたいと考えています。

各参加団体の皆さん方の、2019年度の温かいご協力に感謝すると共に、2020年度も変わらぬご協力と、ご支援のほどをよろしく願います。

《 2020年度 関西STS連絡会・会費納入のお願い 》

関西STS連絡会加入団体・個人の皆様へ

※年会費：3,000円です。（郵便振替によるご入金をよろしく!!）

関西STS連絡会に未加入の皆様方へ

※団体・個人を問わず年会費：3,000円です。（「加入届」にも、ご記入してください!）

会費を入金済みの加入団体・個人の皆様方には、

※様々な情報の提供と、「運転協力者講習会」費用の割り引き措置をおこなっております。

郵便振替口座：「00950-9-160204 / 関西STS連絡会」

銀行振込の場合：ゆうちょ銀行 当座「099支店：0160204」

※すでにお支払いを済まされた場合は、いき違いです。申し訳ありません。

編集人：

編集人／NPO法人 日常生活支援ネットワーク 移動・送迎支援活動ニュース編集部

〒556-0012 大阪市浪速区敷津東3丁目6-10 TEL・FAX 06-4396-9189

発行人／関西障害者定期刊行物協会

〒543-0015 大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4F

定価／100円